

# 宇和島市企業立地促進条例 奨励措置活用ガイド

## 目次

企業立地促進条例に基づく奨励措置の趣旨と概要	2
本制度を利用する場合のプロセス	4
第1段階 奨励指定を受ける	
－奨励指定を受けられる事業主の要件	5
－奨励指定申請	7
－奨励指定申請記載例	9
－操業開始届記載例	13
第2段階 奨励金を受ける	
－奨励金交付申請書の提出	15
－企業立地促進奨励金として認められる税金	16
－投下固定資産・工場等立地奨励金として認められる経費	17
－雇用促進奨励金として認められる従業員	19
－情報通信関連企業奨励金として認められる経費	24
－奨励金交付申請書記載例	25
－事業実施報告書記載例	26
第3段階 事業を継続する	30
共通	
－申請事項を変更する場合	31
－指定事業者変更届記載例	32
－申請にあたっての注意	33



## <企業立地促進条例に基づく奨励措置の趣旨と概要>

### 奨励金の趣旨と概要

この奨励制度は、本市における企業の立地を促進するための奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の増大を図り、もって本市経済の発展に寄与することを目的としています。

企業の立地を目的にしていることから、本市に事業所をお持ちではない方が、新たに本市に事業所を設置する場合に奨励金の対象となります。既に本市内で事業を実施している方は奨励金の対象となりません。

### 奨励対象産業と奨励措置一覧

指定事業者の指定を受けると次の業種のとおり奨励金を申請することができます。

奨励措置の対象となる産業の区分		事業者の指定要件	適用奨励置
製造業	日本標準産業分類の大分類が「製造業」に属する事業所	条例第5条第1号に該当すること。	企業立地促進奨励金 工場等立地奨励金 雇用促進奨励金
情報通信 関連企業	日本標準産業分類の大分類が「情報通信業」のうち細分類が「その他の固定電気通信業」、「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」に属する事業所及び大分類が「サービス業（他に分類されないもの）」のうち細分類が「コールセンター業」に属する事業所	条例第5条第2号に該当すること。	雇用促進奨励金 情報通信関連企業奨励金
運輸業	日本標準産業分類の大分類が「運輸業、郵便業」のうち中分類が「道路貨物運送業」又は「倉庫業」に属する事業所	条例第5条第1号に該当すること。	企業立地促進奨励金 工場等立地奨励金 雇用促進奨励金
卸売業	日本標準産業分類の大分類が「卸売業、小売業」のうち中分類が卸売業に分類される事業所	条例第5条第1号に該当すること。	企業立地促進奨励金 工場等立地奨励金 雇用促進奨励金
宿泊業	日本標準産業分類の大分類が「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類が「宿泊業」に属する事業所	条例第5条第1号に該当すること。	企業立地促進奨励金 工場等立地奨励金 雇用促進奨励金

## 奨励金の区分と要件

区分	交付要件	1年度における交付額	交付期間	交付総額の限度額
企業立地促進奨励金	指定事業者が、企業の立地を行うこと。	指定事業者が本市に設置した事業所に係る固定資産税額に相当する額の2分の1以内の額	5年度以内	3億円
工場等立地奨励金	指定事業者が、新設又は増設による工場等の立地をすること。	当該年度の投下固定資産額の100分の10以内[農林水産関連製造業{日本標準産業分類(統計法《平成19年法律第53号》第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。)}に定める製造業のもののうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業又は木材・木製品製造業のものをいう。}については、100分の20以内]の額	5年度以内	5億円
雇用促進奨励金	指定事業者が、本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。	新規雇用従業員で規則で定めるもの(2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員数とする。)1人につき50万円	5年度以内	5,000万円
情報通信関連企業奨励金	情報通信関連企業のうち雇用促進奨励金の要件を満たすこと。	事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の6分の1以内に相当する額	5年度以内	5,000万円

※1年度における交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

※本市の他の制度に基づく奨励金又は補助金の交付を受けた場合は、当該奨励金の全部又は一部を交付しません。

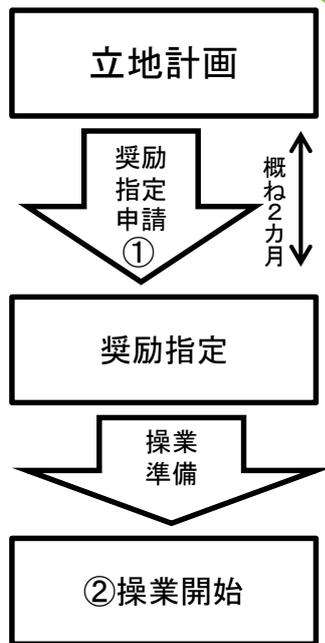
※いずれの奨励金も消費税及び地方消費税の部分は計算から除きます。

### 条例第5条

- (1) 企業の立地をする者(情報通信関連企業を除く。)で、事業所に対する投下固定資産額が3,000万円以上であり、かつ、本市に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用すること。
- (2) 企業の立地をする者(情報通信関連企業に限る。)で、事業所において本市に住所を有する新規雇用従業員を10人以上雇用すること。

## <本制度を利用する場合のプロセス>

第1段階  
奨励指定を受ける  
P5~



- お早めに担当者へご相談ください。
- 企業立地をしようとする方へは、下記についてご協力できる場合があります。
  1. 必要な用地等の確保
  2. 必要な道路、排水路等の施設の整備
  3. 労働力の確保
  4. 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### ①奨励指定申請

「指定事業者指定申請書」を宇和島市長に提出する → P 7

### ○操業の準備をする

- ・提出した指定事業者指定申請書のとおり事業所の設置を行う
- ・要件を満たす労働者を雇い入れる

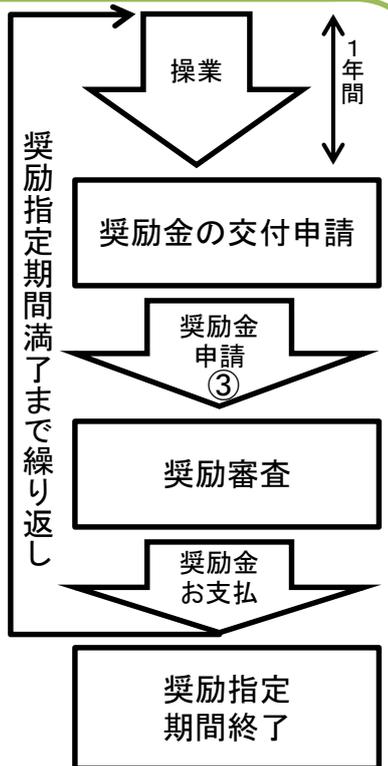
### ○操業開始前調査

操業開始前に申請のとおり準備が完了しているか調査を行います

### ②操業を開始する

操業を開始したら30日以内に「操業開始届」を市長に提出する → P 8

第2段階  
奨励金を受ける  
P15~



### ○継続して操業する

### ③奨励金を申請する

操業開始後1年を経過したら「奨励金交付申請書」を市長に提出する → P 15

○奨励期間が終わるまで奨励金の申請ができる

第3段階  
事業を継続する  
P30~



○操業開始から10年間は、事業を継続して実施する

○奨励措置終了の翌年度から起算して5年間は関係書類を保管

## ＜第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定を受けられる事業主の要件—＞

奨励指定を受けるためには、業種により下記の1. 又は2. のいずれかの条件を奨励指定期間中満たす必要があります。

### 1. 情報通信関連企業以外の方

○以下の要件を全て満たしていることが必要です。

#### ① 宇和島市内に新たに事業所を設置

本市に事業所を有しない企業が、市内に事業所を設置すること。  
又は、奨励金の交付を受けることができる者で、新設後5年以内に事業規模を拡大する目的を持って既設事業所の拡張、又は既設の事業所のほかに本市内に新たな事業所を置くこと。

#### ② 投下固定資産額が3,000万円以上

企業の立地に要した地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額が3,000万円以上であること。  
(対象となる経費についてはP17をご覧ください。)

#### ③ 3人以上雇用

企業の立地に伴い、常用雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者等で、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。)として新たに採用され、かつ、引き続き雇用される者で、市内に住所を有する者を3人以上雇用すること。

(対象となる従業員についてはP19をご覧ください。)

#### ④ 下記のいずれかの産業を営む

奨励措置の対象となる産業の区分	
製造業	日本標準産業分類の大分類が「製造業」に属する事業所
運輸業	日本標準産業分類の大分類が「運輸業、郵便業」のうち中分類が「道路貨物運送業」又は「倉庫業」に属する事業所
卸売業	日本標準産業分類の大分類が「卸売業、小売業」のうち中分類が卸売業に分類される事業所
宿泊業	日本標準産業分類の大分類が「宿泊業、飲食サービス業」のうち中分類が「宿泊業」に属する事業所

## ＜第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定を受けられる事業主の要件—＞

### 2. 情報通信関連企業の方

○以下の要件を全て満たしていることが必要です。

#### ① 宇和島市内に新たに事業所を設置

本市に事業所を有しない企業が、市内に事業所を設置すること。  
又は、奨励金の交付を受けることができる者が、新設後5年以内に事業規模を拡大する目的を持って既設事業所を拡張する、又は既設の事業所のほかに本市内に新たな事業所を設置すること。

#### ② 10人以上雇用

企業の立地に伴い、常用雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者等で、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。)として新たに採用され、かつ、引き続き雇用される者で、市内に住所を有する者を10人以上雇用すること。

#### ③ 下記の産業を営む

奨励措置の対象となる産業の区分	
情報通信 関連企業	日本標準産業分類の大分類が「情報通信業」のうち細分類が「その他の固定電気通信業」、「ソフトウェア業」又は「情報処理・提供サービス業」に属する事業所及び大分類が「サービス業(他に分類されないもの)」のうち細分類が「コールセンター業」に属する事業所

### 3. 奨励指定の取消し

1. 2. の指定事業者が下記のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、奨励措置を停止するとともに、既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させ、又はそれにより生じた損害の全額若しくは一部を賠償させることがあります。

- ① 指定事業者の指定後1年以内に操業を開始しないとき
- ② 第5条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき
- ③ 第10条の規定による届出を怠ったとき
- ④ 奨励金の交付に係る事業を正当な理由がなく操業開始の日から起算して10年以内に休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき
- ⑤ 市税を滞納したとき
- ⑥ 虚偽その他不正な手段により指定を受けたことが判明したとき
- ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、指定を行うことが不相当であると市長が認めたと  
き

条例第10条 指定事業者又は第6条の規定による申請を行った企業は、当該申請の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

## <第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定申請—>

この奨励金では、奨励指定措置申請書に記載した設備投資又は賃借料・通信料、及び新たに雇用した新規従業員の数が奨励金計算の際の算定基礎となります。したがって、市からの指定事業者通知書が交付される前に実施した設備投資や新たに雇用した新規従業員は算定基礎の対象となりません。  
(指定事業者指定申請書の記載例はP9に掲載しています。)

### 1. 指定事業者指定申請書に添付する書類

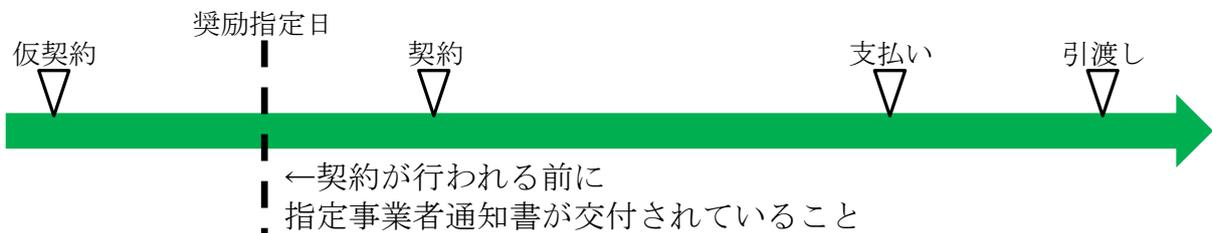
- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 定款の写し又はこれに代わるもの
- 3 申請者の登記事項証明書又は住民票抄本
- 4 直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書
- 5 投下固定資産があるときは、見積書又は契約書  
(土地又は家屋であるときは、その図面を添付すること。)

### 2. 指定事業者指定申請書提出から指定事業者通知書が届くまでの期間

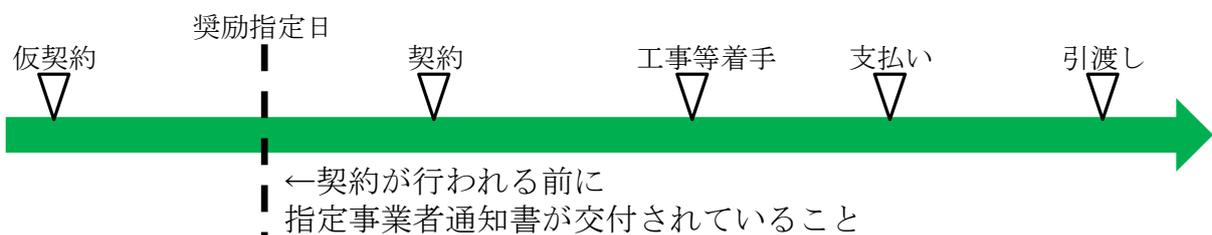
指定事業者指定申請書をご提出いただいてから、書類の検査、立地の内容確認、審査を行います。申請から指定事業者通知書が交付されるまで、1カ月から2カ月ほどかかりますので、早めにご提出ください。指定事業者通知書が交付されるよりも前に着手した場合は、奨励金の対象となりません。

### 3. 土地購入・設備投資・賃借のスケジュールと指定事業者通知の時期

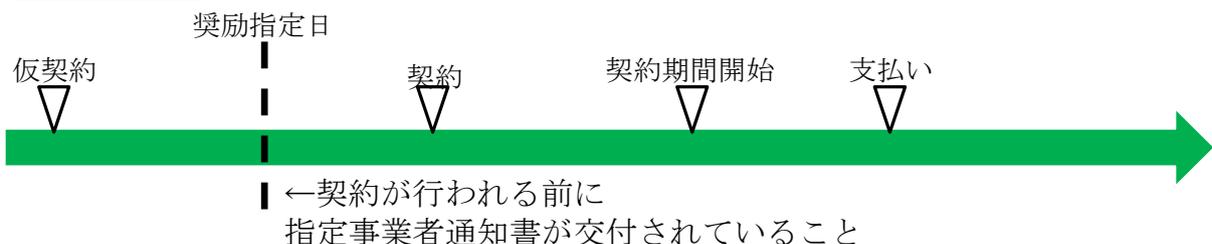
#### ①土地購入の場合



#### ②建築工事・設備投資の場合



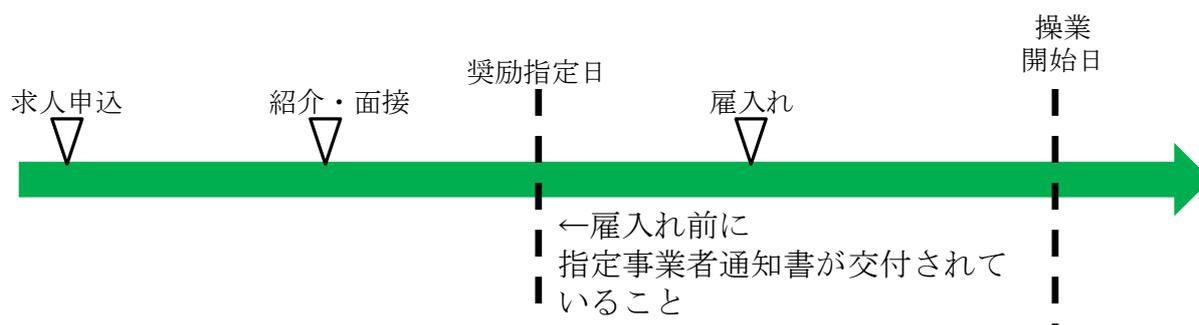
#### ③賃借の場合



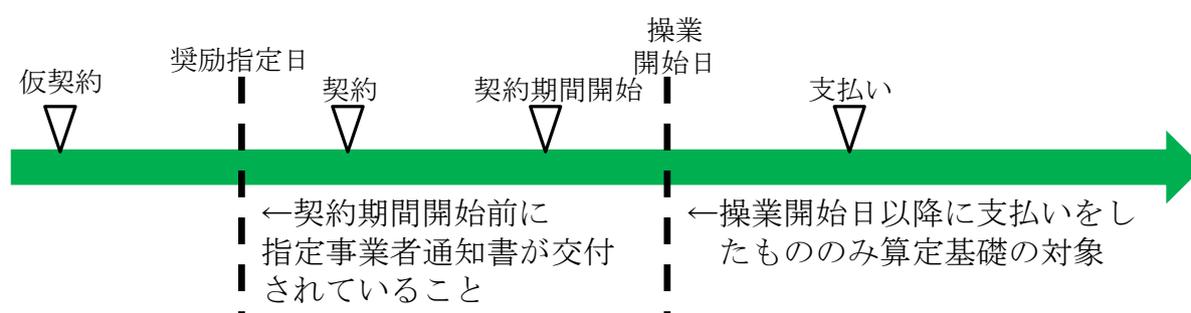
※奨励指定日とは、指定事業者通知書に記載の通知日のことです。

## <第1段階 奨励指定を受ける—奨励指定申請—>

### 4. 雇入れのスケジュールと奨励指定日の時期



### 5. 通信料と奨励指定日の時期



### 6. 指定事業者通知書の受領と操業準備

指定事業者指定申請書を提出後、本市において必要な調査及び審査を実施し、指定事業者として適当と認めた場合は「指定事業者通知書」を交付します。本通知書がお手元に届きましたら、操業開始に向けて必要な投資や準備をお願いします。

なお審査の結果、条件が追加される場合や、奨励指定されない場合もあります。

### 7. 操業開始前調査

操業開始前に、申請のとおり操業準備が行われているか現地調査を行います。調査を受けずに設備を本格稼働させた場合（試運転は除く）には奨励金を受け取れない場合がありますので注意してください。調査を受けられるようになりましたら、本市担当窓口へご連絡をお願いいたします。

### 8. 操業開始届の提出

操業の準備が整い、操業を開始した場合は、「操業開始届」を30日以内に提出してください。操業開始届に記載の操業開始日を基準として奨励金の算定期間を定めます。操業開始日から1年を経過した日までを1算定期間として奨励金の計算などを行います。

操業開始届の記載例 → P 13

# <第1段階 奨励指定を受けるー奨励指定申請記載例ー>

## 1. 指定事業者指定申請書(様式第1号)

<記入例>

様式第1号(第4条関係)

指定事業者指定申請書

提出日を記載

平成30年4月●日

宇和島市長 ● ● ● ● 様

申請者  
住所 東京都新宿区○○1-○  
名称 東京●●株式会社  
代表者(氏名) 代表取締役  
東京 太郎 ㊞

宇和島市長宛て

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

指定事業者の指定を受けたいので、宇和島市企業立地促進条例第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 定款の写し又はこれに代わるもの
- 3 申請者の登記事項証明書又は住民票抄本
- 4 直近の法人市民税及び固定資産税の納税証明書
- 5 投下固定資産があるときは、見積書又は契約書(土地又は家屋であるときは、その図面を添付すること。)
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

申請から奨励指定を受けられるまで、およそ2カ月かかります。  
奨励指定が受けられるまでに着手したものは奨励金の対象とはなりません。

## <第1段階 奨励指定を受けるー奨励指定申請記載例ー>

### 2. 事業計画書(様式第2号) 1 ページ

「1 事業者の概要」には、申請事業主について記載してください。

<記入例>

様式第2号 (第4条関係)

事業計画書

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

#### 1 事業者の概要

日本標準産業分類に基づく業種名と小分類番号を記入してください。(「雇用保険適用事業所設置届 事業主 控」を参考にしてください。)

氏名又は名称	東京●●株式会社	代表者氏名	代表取締役 東京 太郎
住所又は所在地	東京都新宿区〇〇1-〇		
電話	03-〇〇〇〇-△△△△	F A X	03-〇〇〇〇-△△△■
資本金又は出資額	10,000 千円	従業員総数	300 人
業種及び事業概要	(業種) 製造業 (産業分類・小分類) 099 レトルト食品の製造		
その他参考事項	ホームページ URL : <a href="http://www.〇〇.co.jp">http://www.〇〇.co.jp</a>		

#### 2 企業立地計画

##### (1) 計画の概要 (新設・増設)

「(1) 計画の概要」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

目的	養殖魚を活用したレトルト食品の製造		
事業所の所在地	愛媛県宇和島市〇〇町1-△-□ (予定)		
用途地域	都市計画区域内 用途指定なし		
規模	土地	10,000㎡	建物 5,000㎡
事業費	1,000,000,000円		
工事期間	着手	平成30年7月1日	完成 平成31年3月10日
操業開始 予定年月日	平成31年4月1日		
新規雇用 従業員数	120人		

今回奨励措置の対象になるかならないかを問わず、総事業費を記載してください。

本市規定の新規雇用従業員の雇用予定者数を記入してください。

### 3. 事業計画書(様式第2号) 2ページ

「(2) 事業費内訳」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

今回奨励措置の対象になるかならないかを問わず、全ての費用を記載してください。主な施設・設備の具体的な内容を記載してください。

「(1) 計画の概要」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

「(3) 資金計画」には、今回奨励措置を受ける事業に要する費用の資金について記載してください。

「(1) 計画の概要」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

#### (2) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	種別・規模・能力・数量等	金 額
土地	宅地 10,000 m <sup>2</sup>	200,000
建物	工場 5,000 m <sup>2</sup>	600,000
機械・装置	レトルト食品製造機械一式	150,000
構築物	排水処理施設	30,000
その他	公共緑地	20,000
合計		1,000,000

(注) 1 計画期間が1年を超えるときは、年度別内訳を付すこと。  
2 区分ごとに明細書を付すこと。

#### (3) 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
自己資金	600,000
事業用資産売却	0
借入金	300,000
その他	愛媛県の奨励金 100,000 (申請中)
合計	1,000,000

# ＜第1段階 奨励指定を受ける－奨励指定申請記載例－＞

## 4. 事業計画書(様式第2号) 3ページ

「(4) 既存の事業の概要」には、申請者が所有している既設の資産について記載してください。

主な施設・設備の具体的内容を記載してください。

(4) 既存の事業の概要

区分	種別・規模・能力・数量等	金額
土地	本社 工場 2 か所 合計 30,000 m <sup>2</sup>	400,000,000 円
建物	本社 工場 2 か所	600,000,000 円
機械・装置	工場 2 か所の製造装置等	100,000,000 円
構築物	排水処理施設	50,000,000 円
その他		
合計		550,000,000 円

本市内ですでに事業を実施し、増設をする場合は、既存の建物の平面図及び明細書(既存施設に設置済みの装置等がわかるもの)を添付してください。

決算書又は試算表の数値と合致すること

- (注) 1 決算書又は試算表を付すこと。  
 2 増設の場合は、既存の建物の平面図及び明細書を付すこと。

本市規定の新規雇用従業員の雇用予定者数を記入してください。

(5) 雇用計画(新規採用者の内訳)

期間	31年2月から	31年4月から	32年4月から	33年4月から	34年4月から
	31年4月まで	32年3月まで	33年3月まで	34年3月まで	35年3月まで
新規雇用従業員	20人 (20人)	60人 (40人)	90人 (30人)	110人 (20人)	120人 (10人)

初回期間は工事期間と一致させ、その後は操業開始予定日から1年毎に記載してください。

新規雇用従業員は、上段に初年度からの新規雇用者数の類型を記入し、下段に( )を付けてその年度の純増員数を記入してください。

# <第1段階 奨励指定を受けるー操業開始届記載例ー>

## 1. 操業開始届(様式第4号) 1 ページ

様式第4号 (第6条関係)

操業開始届

宇和島市長宛て

提出日を記載 → 平成31年4月1日

宇和島市長 ● ● ● ● 様

申請者  
住所 東京都新宿区〇〇1-〇  
名称 東京●●株式会社  
代表者(氏名) 代表取締役 東京 太郎 ㊞

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

「指定事業者通知書」に記載されている指定年月日・番号を記載してください。

操業を開始したので、宇和島市企業立地促進条例施行規則第6条の規定に基づき届け出ます。

指定年月日・番号	平成30年6月15日	宇商指令第〇号
操業開始年月日	平成31年4月1日	
従業員数	25人 (うち新規雇用従業員 20人)	
企業立地の事業概要	新規雇用した人数のうち本奨励制度の対象となる新規雇用従業員の数を記載してください。 養殖魚を活用したレトルト食品の製造	

実際に操業を開始した日を記入してください。

操業開始日までに新規雇用した総人数 (本奨励制度対象外の者を含む) を記載してください。

今回操業を開始した事業所の主な事業を具体的に記載してください。

操業開始届は、操業開始から30日以内に提出しなければなりません。

## <第1段階 奨励指定を受けるー操業開始届記載例ー>

### 2. 操業開始届(様式第4号)2ページ

1 新規雇用従業員の内訳書(操業開始日現在)

住所	氏名	年齢	性別	新規採用 年月日	備考
宇和島市曙町○番地	津島 太郎	30	男	平成31年2月 ○日	
宇和島市栄町港○-△- □	三間 一郎	35	男	平成31年3月 ○日	
宇和島市××○-○	吉田 花子	25	女	平成31年3月 ○日	
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
松野町××○○○	松丸 二郎	40	男	平成31年2月 ○日	
鬼北町××○○	日吉 広見	30	女	平成31年2月 ○日	

(注) この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

新規雇用従業員(本奨励金の対象となる方)の情報を記載してください。

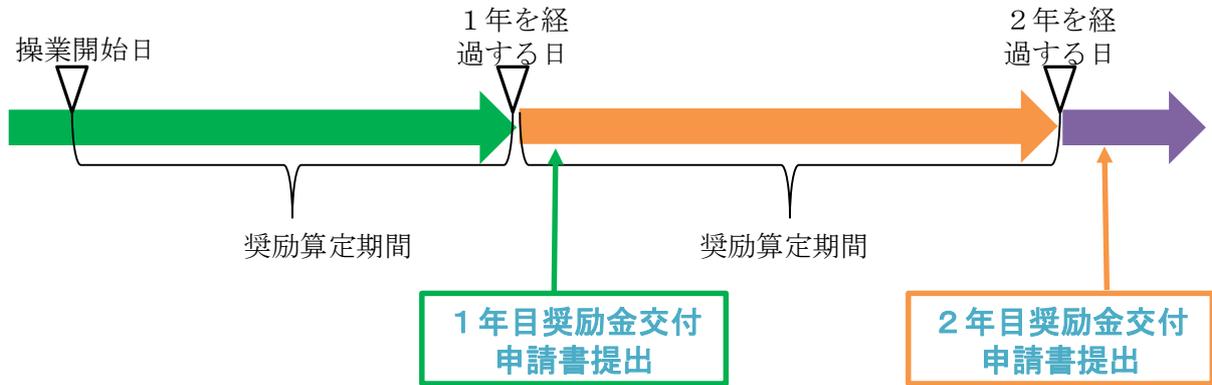
協定を締結する市町(松野町、鬼北町)に在住の雇用者がいる場合も記載してください。

1ページでは記入欄が不足する場合は、複数ページにするなどして、全員を記載してください。

## <第2段階 奨励金を受ける－奨励金交付申請書の提出－>

### 1. 奨励金交付申請書の提出

操業開始日から1年を経過する日（以下「算定期間」という）以降に奨励金交付申請書を提出することができます。算定期間内に実施した事業の実績を「奨励金交付申請書」及び必要な書類を添えて宇和島市役所の担当窓口へ提出してください。



### 2. 奨励金交付申請書に添付する書類

- ① 事業実施報告書（様式第11号）
- ② 直近の市税の納税証明書その他市税の課税状況及び納付状況が確認できる書類
- ③ 賃金台帳の写し（新規雇用従業員）
- ④ 雇用保険の被保険者であることが分かる書類
- ⑤ 事業所の用に供する土地、建物及び機械・装置等に係る売買契約書に基づく代金を支払った場合には、その事実を証明する書類の写し
- ⑥ 直近事業年度の決算書の写し
- ⑦ その他奨励金の計算に必要な資料及びその支払を確認できる資料の写し及び参考資料として市長が必要と認める書類

### 3. 奨励金交付申請書提出から奨励金を受け取るまでの期間

奨励金交付申請書をご提出いただいてから、書類の検査、立入り検査、事業内容の確認、審査を行います。申請から審査を行うまで、1カ月から2カ月ほどかかります。

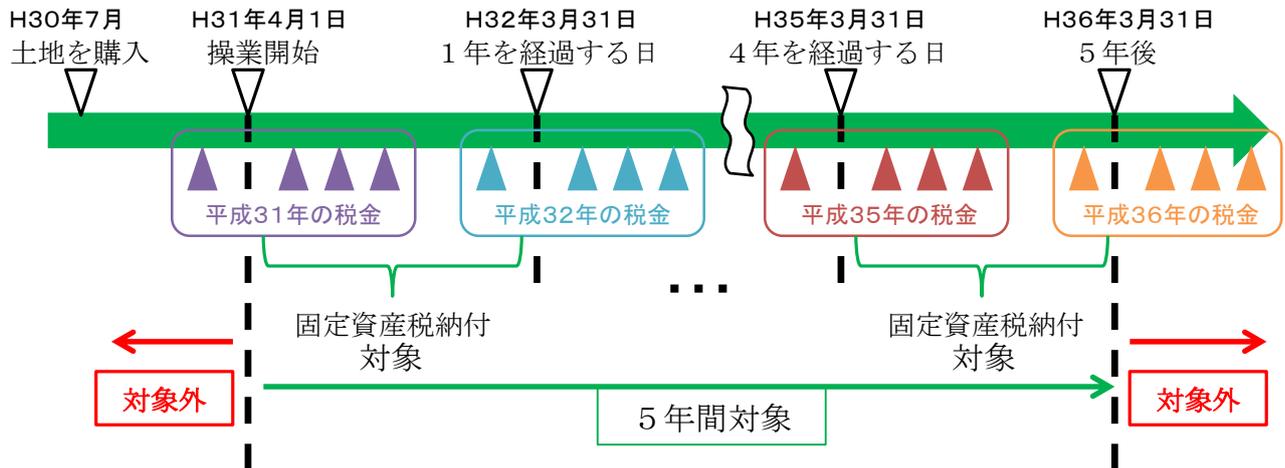
加えて、奨励金の交付が決定されてから、奨励金を申請者の口座に入金するまで1カ月ほどかかりますので予めご了承ください。

## ＜第2段階 奨励金を受ける－企業立地促進奨励金として認められる税金－＞

指定事業者が本市に設置した事業所に係る固定資産税額に相当する額の2分の1以内を奨励金として交付します。

### 1. 対象となる固定資産税と時期

【例】



※操業開始日から5年以内に納付した固定資産税が対象です。

1年度の固定資産税を一括納付された場合は、期別納付された場合の納付額を元に奨励金を計算します。

### 2. 企業立地促進奨励金の計算方法

奨励算定期間に現に納付した固定資産税相当額の2分の1以内（1,000円未満切捨て）

### 3. 必要となる添付書類

- 固定資産税の納付方法が現金の場合
  - ・ 固定資産税納領収書の写し（出納印が押印されていることが分かること）
  
- 固定資産税の納付方法が口座振替の場合
  - ・ 固定資産の振替を示す通帳（写し）
  - ・ 固定資産税納税通知書（写し）

## 投下固定資産 工場等立地奨励金

### ＜第2段階 奨励金を受けるーとして認められる経費ー＞

情報通信関連企業以外の方が、この奨励金の支給を受けるためには、雇用の拡大が見込まれる事業所の設置・整備に要した費用の総額が3,000万円以上であることが必要です。また、工場等立地奨励金は、投下固定資産額の100分の10以内（農林水産関連製造業は100分の20以内）を奨励金として交付します。

#### 1. 投下固定資産として認められるもの・認められないものの例

	認められる経費	認められない経費
土地	○田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地の購入	×不動産登記の手数料 ×申請者以外の名義で不動産登記される部分 ×事業主などの自宅を含む事業所の購入
家屋	○店舗、工場、倉庫その他の建物の建設工事	×不動産登記の手数料 ×事業主などの自宅を含む事業所の購入
償却資産	○機械装及び装置の購入 ○船舶・航空機の購入 ○自動車税及び軽自動車税の対象とならない車両の購入 ○工具・器具・備品の購入	×鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産 ×自動車税及び軽自動車税の対象となる車両の購入

#### 2. その他、設置・整備費用として認められないもの

- ×消費税及び地方消費税ほか各種税金
- ×奨励指定措置を受ける前に購入の契約をした土地・家屋・償却資産、奨励指定措置を受ける前に支払われた費用
- ×各種保険料、振込手数料
- ×光熱水料
- ×分割払いにより支払われた費用のうち手数料、利息など
- ×無形固定資産（借地権（地上権を含む）、商標権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、のれん、電話加入権など）の取得費用
- ×フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費
- ×事業主と密接な関係にある者との取引による不動産、動産の工事、購入及び貸に要した費用
- ×実地調査において確認ができない土地・建物・償却資産、又は保管等により使用していない状態にあるものなど、雇用の拡大のために必要と認められないもの。

**投下固定資産  
工場等立地奨励金**

**<第2段階 奨励金を受けるーとして認められる経費ー>**

**3. 事業主と密接な関係者との取引は、算定基礎の対象となりません**

	法人の場合	個人事業主の場合
×認められない取引先	①当該法人の代表者 ②当該法人の代表者が代表の法人 ③当該法人の代表者の配偶者 ④当該法人の代表者の配偶者が代表の法人 ⑤当該法人の代表者の3親等以内の親族 ⑥当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表の法人 ⑦当該法人の取締役等 ⑧当該法人の取締役等が代表の法人 ⑨計画日の前日から1年前の日から、当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑩当該法人の親会社、子会社及び関連会社	⑪当該個人事業主 ⑫当該個人事業主が代表の法人 ⑬当該個人事業主の配偶者 ⑭当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 ⑮当該個人事業主の3親等以内の親族 ⑯当該個人事業主の3親等以内の親族が代表の法人 ⑰計画日の前日から1年前の日から、当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑱当該個人事業主の関連事業主

※⑨・⑰には、共同経営者や合同会社の社員など、雇用関係はなくても同等の関係がある場合を含みます。

※上記表以外でも、市長が密接な関係者との取引と判断する場合、その費用は算定対象外となります。

**【①の例】**

法人（代表者A）が、法人代表者であるA個人から土地を購入する場合、その購入費は費用の算定対象として認められません。

**【⑨・⑰の例】**

従業員として働いていたものが、独立・創業するにあたり、働いていた事業所の設備を前事業主から買い取る場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

**4. 工場等立地奨励金の計算方法**

実際に支払った投下固定資産額（消費税及び地方消費税は除く）の100分の10（農林水産関連製造業は100分の20）以内

**5. 必要となる添付書類**

- ・投下固定資産額の計算の参考となる資料（領収書・口座振込依頼書・所有者を確認できる資料 等）

## ＜第2段階 奨励金を受ける一雇用促進奨励金として認められる従業員＞

指定事業者が本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用した場合、1人につき50万円を奨励金として交付します。なお、2年目以降は前年までの雇用者数と比べて純増員となった方の分のみ奨励金を交付します。

### 1. 新規雇用従業員の要件

奨励金の指定事業者として指定されてから、事業計画書に記載の工事期間中（操業開始日までの間）に、次の要件を満たす人を雇い入れてください。

操業開始後は、雇用した新規雇用従業員のうち、雇用してから1年間を経過し、且つ前年度までの新規雇用従業員の数よりも増えている場合に奨励金の対象となります。

新規雇用従業員とは、

- ① 常用雇用者として雇い入れられていること
- ② 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
- ③ 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること
- ④ 雇用の期限を定められていない者であること
- ⑤ 規定されている雇用者数以上を雇用すること

#### 【情報通信関連企業以外の方】

- ・ 宇和島市に住所を有する3人以上を雇用してください。
- ・ 3人を超える新規雇用従業員は、宇和島市及び協定を締結する市町村に住所を有する方とすることができます。

#### 【情報通信関連企業の方】

- ・ 宇和島市に住所を有する10人以上を雇用してください。
- ・ 10人を超える新規雇用従業員は、宇和島市及び協定を締結する市町村に住所を有する方とすることができます。

※平成30年4月現在 協定を締結しているのは、「松野町」及び「鬼北町」です。

### 2. 雇用促進奨励金の計算方法

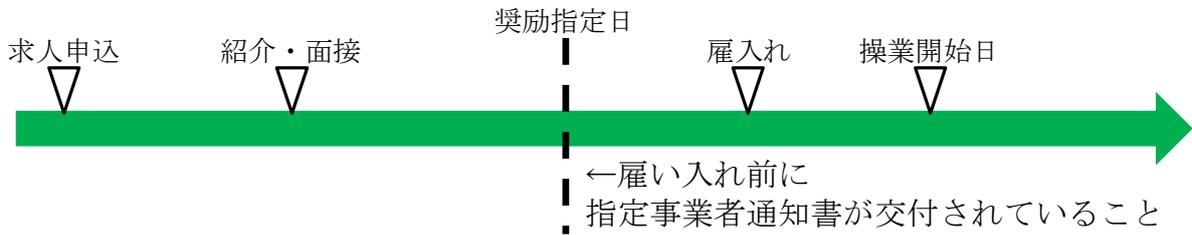
対象となる新規雇用従業員の数×50万円  
(2年目以降は純増員の新規雇用従業員の数×50万円)

### 3. 必要となる添付書類

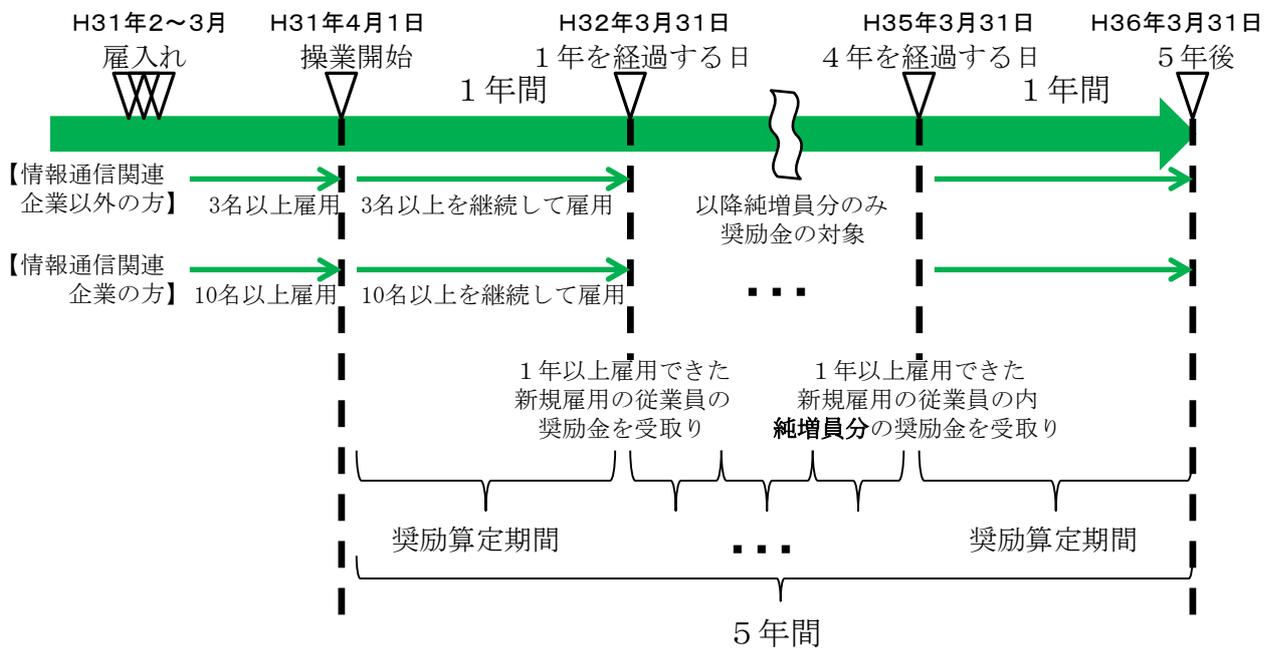
- ・ 新規雇用従業員の内訳書（様式第11号）
- ・ 賃金台帳等給与の支払い状況がわかる書類（写し）
- ・ 雇用保険の被保険者である事がわかる書類（写し可）

## <第2段階 奨励金を受ける一雇用促進奨励金として認められる従業員一>

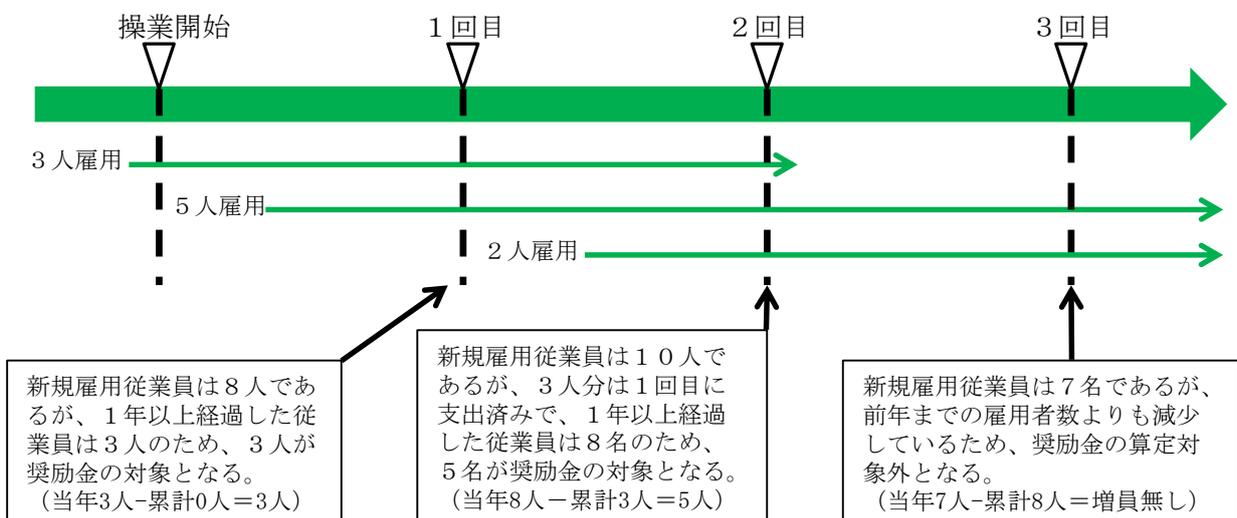
### 4. 対象となる新規雇用従業員と奨励指定日の時期



### 5. 対象となる新規雇用従業員の算定期間



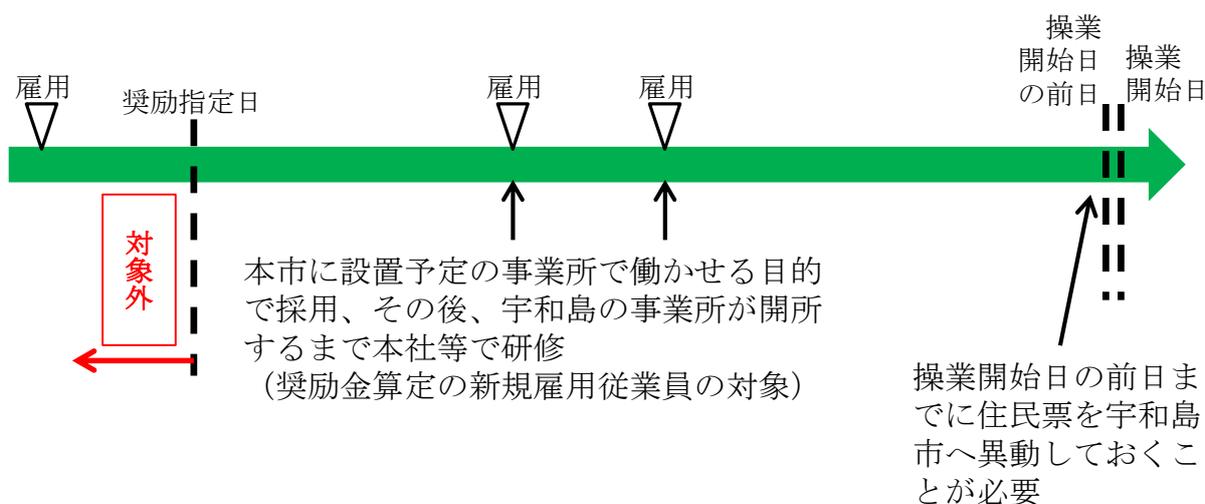
### 6. 純増員の考え方 (例)



## 7. 操業開始までに本社等で従業員を雇用した場合の取扱い

奨励指定事業者の指定を受けた以降に、本市以外の事業所において本市に設置予定の事業所で労働させる目的で新規雇用従業員を雇用し、あらかじめ研修等をさせる場合も奨励金の対象となります。ただし、操業開始日の前日までに本市に住民票を異動していただく必要があります。

操業開始までに、宇和島市へ住民票を異動されていない場合、その新規雇用従業員の方は奨励金の算定に参入されません。



## 8. 操業開始後に宇和島市以外に住民票を有する従業員を雇用した場合の取扱い

操業開始後の奨励期間中に宇和島市以外に住民票を有する方を雇用した場合は、奨励金算定の対象となりませんが、次の場合には奨励金算定の対象者となります。

- 採用が決定し、就業までに宇和島市へ転入（住民票を異動）させた方で、就業から1年以上継続して雇用したとき
- 協定を締結する市町村に住所を有する方（指定要件の雇用者数への算定を除く）

※協定を締結している市町村に住所を有する方につきましては、その住所を有する各市町村に所在の確認をさせていただきます。申請される事業主から該当する雇用者の方へ同意を得るようお願いいたします。各申請書が提出されましたら同意があったものとさせていただきます。

## ＜第2段階 奨励金を受ける一雇用促進奨励金として認められる従業員＞

### 9. 新規雇用従業員を配置転換で市外へ転出させる場合

○新規雇用従業員を社内の配置転換、関係会社等へ出向や研修などにより、本市事業所で労働しなくなった場合は、本奨励金の対象の新規雇用従業員とはなりません。ただし、後任者として補充者を雇い入れた場合には、前任者と雇用期間を合わせるすることができます。（下記の「雇用者が離職した場合」に準じます。）

○配置転換を伴わない出張等で参加する一時的な研修等は除きます。

### 10. 雇用者が離職した場合

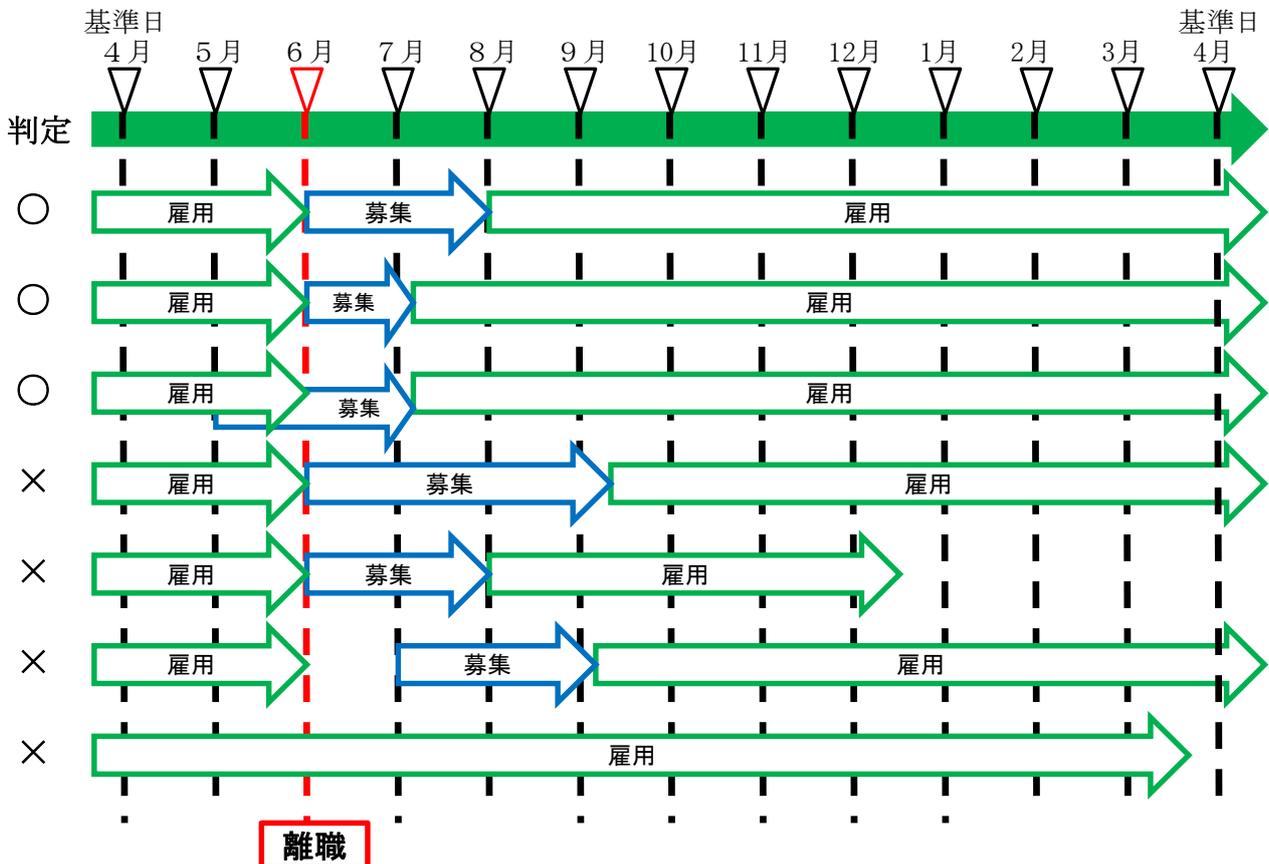
新規雇用従業員は1年以上継続して雇用していただく必要がありますが、労働者の自己都合退職の場合に限り、後任者として雇い入れた補充者の雇用期間と合わせるすることができます。

○補充者は、自己都合退職した労働者の退職日の翌日から起算して概ね2カ月以内に雇い入れてください。

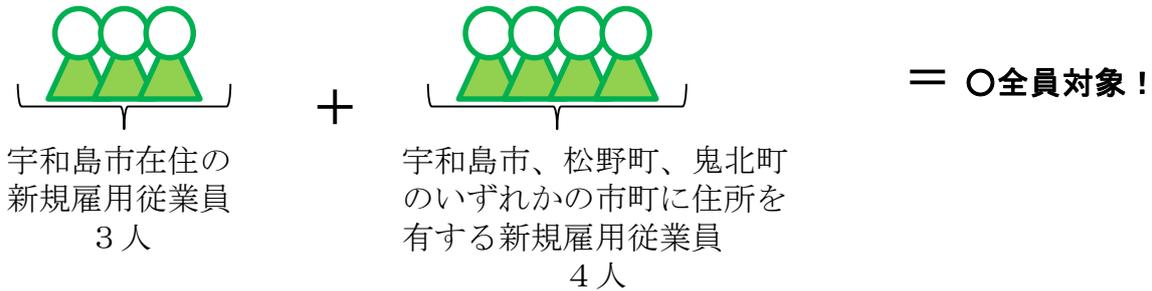
○補充者を雇い入れる前に、交付基準日が到来した場合は対象外となります。

○新規雇用従業員から申出があり、あらかじめ離職する時期がわかっている場合は、離職予定日の1カ月前から補充者を雇い入れることができます。

【例】

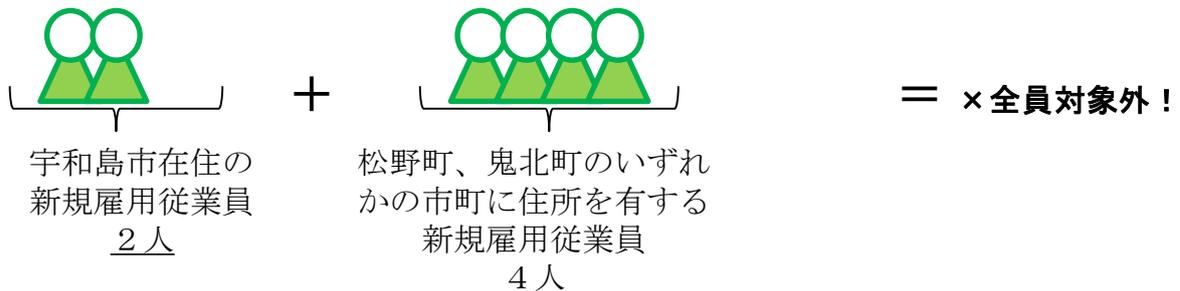


**1 1. 奨励金を受け取れる場合** (例：情報通信関連企業以外の場合)

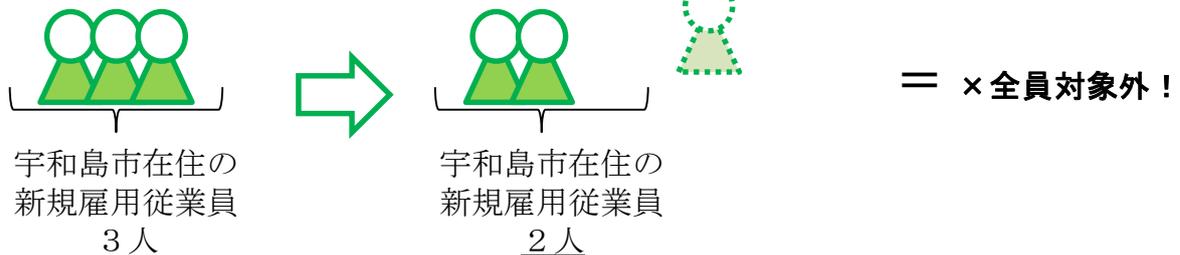


**1 2. 奨励金を受け取れない場合**

宇和島市在住の新規雇用従業員が3名を割り込んだ場合



途中で3名を割り込んだ場合



**1 3. 奨励指定の要件である新規雇用従業員数を割り込んだ場合**

奨励指定の要件である新規雇用従業員数（情報通信関連企業以外の方は3名・情報通信関連企業の方は10名）を割り込むと、雇用促進奨励金のみならずその他の奨励金の交付を受けられませんので注意してください。

例：情報通信関連企業以外の場合

- |                            |   |                  |
|----------------------------|---|------------------|
| 新規雇用従業員 4名 (純増員 1)         | → | ○企業立地奨励金 (申請可)   |
|                            |   | ○工場等立地奨励金 (申請可)  |
|                            |   | ○雇用促進奨励金 (申請可)   |
| 新規雇用従業員 5名 (純増員 0)         | → | ○企業立地奨励金 (申請可)   |
|                            |   | ○工場等立地奨励金 (申請可)  |
|                            |   | ×雇用促進奨励金 (申請不可)  |
| 新規雇用従業員 <u>2</u> 名 (純増員 0) | → | ×企業立地奨励金 (申請不可)  |
|                            |   | ×工場等立地奨励金 (申請不可) |
|                            |   | ×雇用促進奨励金 (申請不可)  |

奨励指定の要件である新規雇用従業員数を割り込んでいる

## ＜第2段階 奨励金を受ける—情報通信関連企業奨励金として認められる経費—＞

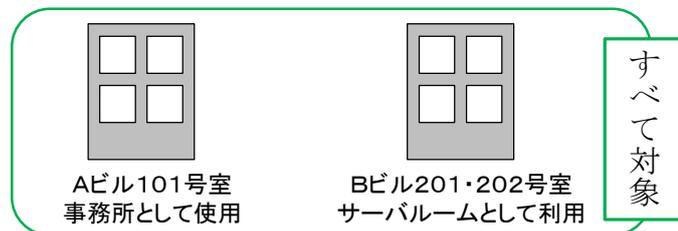
情報通信関連企業の方が、情報通信関連企業奨励金の交付を受ける場合は、要した費用の年額の6分の1以内となります。

### 1. 投下固定資産として認められるもの・認められないものの例

	認められる経費	認められない経費
事業所賃借料	○事務所、応接室、従業員控室 ○来客用駐車場 ○倉庫 ○サーバ等装置を収納する施設	×社宅、従業員専用駐車場 ×事業主などの自宅と併設される事業所 ×再賃借する施設、協力会社等を所在させるための施設
通信機器等賃借料	○パソコン、サーバ等機器賃借料 ○電話等機器賃借料	×再販売されるソフトウェア使用料 ×ソフトウェア使用料
専用回線通信料	○事業所用電話（固定電話・携帯電話）通話料 ○事業所用インターネット等回線通信料	×通信施設工事費 ×通信回線手配等手数料 ×個人利用電話通話料

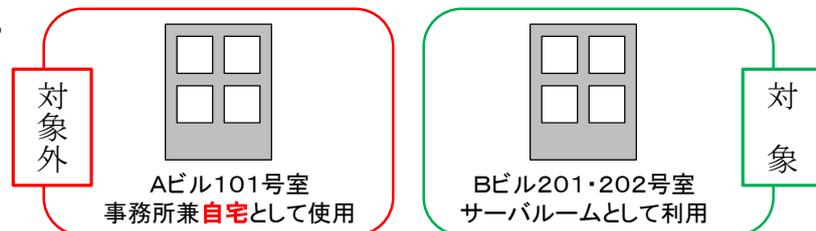
#### ■事務所が複数に分散される場合

同一のビル内の複数の階、複数の部屋を借上げて事業を行う場合、または主たる事務所を中心として、近隣の別のビルの部屋を借上げて事業を行う場合は、そのすべてが算定の対象となります。



#### ■事業所の一部に事業主や従業員の自宅となっている場合

事業主や従業員の自宅に対する助成となることから、その事業所の経費が算定の対象となりません。事業所が複数に分かれている場合は、自宅となっている事業所の経費が対象となりません。



### 2. 情報通信関連企業奨励金の計算方法

実際に支払った事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額（消費税及び地方消費税は除く）の6分の1以内に相当する額（1,000円未満切捨て）

### 3. 必要となる添付書類

- ・賃貸借した事業所の賃貸借契約書（写し）
- ・実際に支払った事業所、通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の領収書又はそれに類するもの（写し可）

## <第2段階 奨励金を受ける—奨励金交付申請書記載例—>

### 1. 奨励金交付申請書(様式第10号)

様式第10号(第11条関係)

奨励金交付申請書

宇和島市長宛て

提出日を記載

平成31年4月22日

宇和島市長 ●●●● 様

申請者

住所 東京都新宿区〇〇1-〇

名称 東京●●株式会社

代表者(氏名) 代表取締役  
東京 太郎 ㊟

会社の主たる事業所の所在地、  
法人名称、代表者の氏名を記入  
してください。

奨励金の交付を受けたいので、宇和島市企業立地促進条例施行規則第11条の規定に  
基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業実施報告書(様式第11号)
- 2 直近の市税の納税証明書その他市税の課税状況及び納付状況が確認できる書類
- 3 貸金台帳の写し(新規雇用従業員)
- 4 雇用保険の被保険者であることが分かる書類
- 5 事業所の用に供する土地、建物及び機械・装置等に係る売買契約書に基づく代金を  
支払った場合には、その事実を証明する書類の写し
- 6 直近事業年度の決算書の写し
- 7 その他奨励金の計算に必要な資料及びその支払を確認できる資料の写し及び  
参考資料として市長が必要と認める書類

# ＜第2段階 奨励金を受ける—事業実施報告書記載例—＞

## 2. 事業実施報告書(様式第11号)1ページ

「1 事業者の概要」には、申請事業主について記載してください。

会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

日本標準産業分類に基づく業種名と小分類番号を記入してください。(「雇用保険適用事業所設置届 事業主控」を参考にしてください。)

様式第11号 (第11条関係) 事業実施報告書

1 事業所の概要

氏名又は名称	東京●●株式会社	代表者氏名	代表取締役 東京 太郎
住所又は所在地	東京都新宿区〇〇1-〇		
電話	03-〇〇〇〇-△△△△	FAX	03-〇〇〇〇-△△△■
資本金又は出資額	10,000 千円	従業員総数	365人
業種及び事業概要	(業種) 製造業 (産業分類・小分類) 099 レトルト食品の製造		
その他参考事項	ホームページ URL : <a href="http://www.〇〇.co.jp">http://www.〇〇.co.jp</a>		

「(1) 実施の概要」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

今回奨励措置の対象になるかならないかを問わず、総事業費を記載してください。( )内に奨励措置の対象となる事業費を記入してください。

2 企業立地状況

(1) 実施の概要 (新設・増設・移転)

目的	養殖魚を活用したレトルト食品の製造			
所在地	愛媛県宇和島市〇〇町1-△-□ (予定)			
用途地域	都市計画区域内 用途指定なし			
規模	土地	10,000㎡	建物	5,000㎡
事業費	1,445,310,000円 (887,801,000円)			
工事期間	着手	平成28年10月1日	完成	平成30年3月10日
操業開始年月日	平成30年4月1日			
全従業員数	65人			
奨励金交付申請日の新規雇用従業員数	20人			

操業開始届に記載の年月日と一致していること。

今回操業を開始した事業所の総従業員数を記入してください。

本市規定の新規雇用従業員数の雇用予定者数を記入してください。

### 3. 事業実施報告書(様式第11号)2ページ

「(2) 奨励金の対象となる事業費内訳」には、今回奨励措置を受ける事業について記載してください。

今回奨励措置の対象になる費用を記載してください。主な施設・設備の具体的内容を記載してください。別紙記載でも可。

「2 企業立地状況」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

「(3) 事業全体の概要」には、今回操業を開始した事業に要する総費用の資金について記載してください。

奨励金の対象外となるものについては、わかりやすく記載してください。

「2 企業立地状況」の「事業費」に記載した金額と一致させてください。

#### (2) 奨励金の対象となる事業費内訳

(単位：千円)

区分	種別・規模・能力・数量等	金額
土地	宅地 10,000 m <sup>2</sup>	200,000
建物	工場 5,000 m <sup>2</sup>	512,345
機械・装置	レトルト食品製造機械一式	148,456
構築物	排水処理施設	27,000
その他		
合計		887,801

注) 区分ごとに明細書を付すこと。

#### (3) 事業全体の概要

区分	種別・規模・能力・数量等	金額
土地	宅地 10,000 m <sup>2</sup>	200,000
建物	工場 5,000 m <sup>2</sup> 倉庫 (奨励金対象外)	852,345
機械・装置	レトルト食品製造機械一式 瞬間冷凍装置 (奨励金対象外)	346,456
構築物	排水処理施設	27,000
その他	公共緑地	19,509
合計		1,445,310

(注) 1 決算書又は試算表を付すこと。

2 増設の場合は、既設の建物の平面図及び明細書を付すこと。

## <第2段階 奨励金を受ける—事業実施報告書記載例—>

### 4. 事業実施報告書(様式第11号)3ページ

「(4) 資金状況」には、今回操業を開始した事業に要する総費用の資金状況について記載してください。

(4) 資金状況		(単位：千円)
区分	金額	
自己資金	845,310	
事業用資産売却	0	
借入金	500,000	
その他	愛媛県の奨励金	100,000 (交付申請中)
合計	1,445,310	

5. 事業実施報告書(様式第11号)4ページ

新規雇用従業員（本奨励金の算定の対象となる方）の情報を記載してください。

協定を締結する市町村に在住の雇用者がいる場合も記載してください。

1ページでは記入欄が不足する場合は、複数ページにするなどして、全員を記載してください。

3 新規雇用従業員の内訳書（奨励金交付申請日現在）

住所	氏名	年齢	性別	新規採用年月日	備考
宇和島市曙町○番地	津島 太郎	31	男	平成 29 年 6 月 ○日	
宇和島市栄町港○-△-□	三間 一郎	36	男	平成 29 年 8 月 ○日	
宇和島市××○-○	吉田 花子	26	女	平成 29 年 10 月 ○日	
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
...					
松野町××○○○	松丸 二郎	41	男	平成 29 年 12 月 ○日	
鬼北町××○○	日吉 広見	31	女	平成 30 年 2 月 ○日	

(注) この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

## <第3段階 事業を継続する>

### 指定事業者の責務

指定事業者の方には下記について必ず守っていただく必要があります。

- ①指定事業者は、操業開始の日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該事業を継続するよう努めなければなりません。
- ②指定事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければなりません。
- ③指定事業者は、大気汚染、騒音、水質汚濁その他公害を発生させないよう万全の措置を講じなければなりません。
- ④指定事業者は、奨励措置に係る関係書類、帳簿等の証拠書類を整備し、奨励措置終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

## <共通 申請事項を変更する場合>

### 1. 申請事項の変更の届出

指定事業者として指定された事業内容や、指定事業者の指定申請を行った事業について、次のような内容変更が生じる場合は、すみやかに指定事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければなりません。（指定事業者変更届の記載例はP32に掲載しています。）

#### < 届出が必要な変更事項の例 >

##### (1) 申請事項（事業計画・その他主要事項）の変更

- ①機械器具購入費（設置費）や設備工事費など、当初の申請時に提出した見積価格を上回る場合、または20%以上下回ることが判明した場合
- ②予定していた一部の工事等を行う必要がなくなり、全体事業費が20%以上減少する場合
- ③申請時に予定していなかった追加工事や設備購入が発生する場合
- ④申請者に関する情報が変更した場合（所在地・代表者氏名など）
- ⑤設備などの設置場所や工事施行場所が当初の予定と変更した場合
- ⑥雇用予定人数が変更した場合
- ⑦その他、主要事項が変更された場合

##### (2) 操業開始日の変更

##### (3) 事業の休止又は廃止

### 2. 届出後の処理

指定事業者変更届を提出後、変更事項の確認に必要な調査及び審査を経て、指定事業者変更届が受理されるまで1カ月程度必要です。

また、指定事業者変更届を提出し、指定事業者変更届を受理する前に事業内容の変更に着手すると、奨励金の対象となる事業費として認められない場合や、奨励金の交付ができない場合もありますので、変更の見込みがある場合には、必ず事前にご相談ください。

# <共通 指定事業者変更届記載例>

## 3. 指定事業者変更届 (様式第5号)

様式第5号 (第7条関係)

**提出日を記載**  
平成30年2月●日

指定事業者変更届

**宇和島市長宛て**  
宇和島市長 ● ● ● ● 様

**会社の主たる事業所の所在地、法人名称、代表者の氏名を記入してください。**  
届出者  
住所 東京都新宿区〇〇1-〇  
名称 東京●●株式会社  
代表者(氏名) 代表取締役  
東京 太郎 ㊞

**「指定事業者指定申請書」に記載の申請日を記入してください。**  
平成28年7月●日付で申請した指定事業者指定申請の内容を変更したいので、宇和島市企業立地促進条例第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

指定年月日・番号	平成28年8月15日 宇産創指令第〇号
変更理由	レトルト食品の製造装置の稼働テストを実施したところ、装置の改良を必要とする箇所が見つかり、その改良工事に5ヶ月程度時間が必要なため。
変更年月日	平成28年2月△日
変更事項及び参考資料	変更後の操業開始予定日：平成30年6月1日 改良する箇所は別紙のとおり

(注) 申請の内容を確認できる資料を添付すること。

**「変更年月日」は、指定内容が変更となる事が確定した(する)日を記載してください。**  
変更事項を簡潔に記載してください。操業開始予定日が変更になる場合は、この欄に変更後の操業開始予定日を記載してください。

**「今回変更の原因となった理由を簡潔に記載してください。」**  
申請内容を客観的に確認できる資料を添付して申請してください。

## <共通 申請にあたっての注意>

### 1. 実地調査

投下固定資産・賃借物件の確認や雇い入れた労働者の確認などを行うため、操業開始前、及び各申請が行われた後に実地調査を行います。操業開始前の調査を受けずに設備を本格稼働させた場合（試運転は除く）には、奨励金を受け取れない場合がありますので注意してください。

#### 【実地調査における確認事項の例】

#### ○土地・投下固定資産について

- ・申請書どおり購入、設置、建設などが行われているか

#### ○労働者の確認

- ・提出された書類に記載の方が実際に雇用されているか
- ・本市の奨励指定事業者としてふさわしい労働環境を設備しているか

※協定を締結している市町村に住所を有する方につきましては、その住所を有する各市町村に所在の確認させていただきます。申請される事業主から該当する雇用者の方へ同意を得るようにお願いいたします。各申請書が提出されましたら同意があったものとさせていただきます。

### 2. 併給調整

本市の他の制度に基づく奨励金又は補助金の交付を受けた場合は、当該奨励金又は補助金に相当する額を減額します。

国や愛媛県が実施する制度の奨励金又は補助金との併給は可能ですが、国や愛媛県が実施する制度が併給を禁止しているかどうかは確認をしませんので、申請者において十分に注意して申請してください。

### 3. 奨励金の適正な申請のお願い

○原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認したうえで提出してください。

○提出された書類について、市長が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正は期限までに適切に行われない場合、奨励金が交付されません。

○偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の交付を受け、または受けようとした場合、奨励金は不交付、又は奨励指定を取り消します。この場合、すでに交付された奨励金の全部または一部の返還が必要です。

○不正行為の内容によっては、刑事告発することもあります。

**奨励金の適正な申請にご協力をお願いいたします。**

■このパンフレットは、平成30年4月1日現在の宇和島市企業立地促進条例に基づく奨励措置の申請について概説したものです。

平成30年4月1日以降に新たに申請し、奨励指定事業者となる方に、この手引きの要件が適用されます。

### 【お問い合わせ】

宇和島市産業経済部商工観光課

愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL:0895-24-1111(代表)

TEL:0895-49-7023(直通) FAX:0895-25-4907

E-mail:shoko2@city.uwajima.lg.jp